

掛川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 24 日掛川市条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、掛川市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び掛川市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置くことができる。
- 5 本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

- 第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員又は本部職員をこれに充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、掛川市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。